

## 川口市告示第122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により川口都市計画第一種市街地再開発事業を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年2月28日

川口市長 奥ノ木 信夫

1. 都市計画の種類  
川口都市計画 第一種市街地再開発事業
2. 都市計画を変更した土地の区域  
川口市本町4丁目9番地の一部
3. 都市計画の縦覧場所  
川口市都市整備部再開発課